

諮問第129号の答申

商業動態統計調査の変更について（素案）

本委員会は、諮問第129号による商業動態統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成31年4月9日付け20190402統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「商業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」の「イ 調査対象の範囲の変更」及び「ウ 報告者の変更」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査系統・方法の変更

本調査は、表1のとおり、甲調査、乙調査、丙調査及び丁調査の4つの調査・7種類の調査票により、実施されている。

表1 商業動態統計調査の調査体系

調査名	調査対象の範囲
甲調査	<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類の中分類「<u>50 各種商品卸売業</u>」に属する事業所のうち<u>従業者100人以上のもの</u> 中分類「<u>51 繊維・衣服等卸売業</u>」から「<u>55 その他の卸売業（「細分類5598 代理商、仲立業」を除く。）</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者200人以上のもの</u>
乙調査	<ul style="list-style-type: none"> <u>甲調査の調査対象事業所以外の卸売業</u>に属する事業所 <u>丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業</u>に属する事業所
丙調査	<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類の中分類「<u>56 各種商品小売業</u>」から「<u>60 その他の小売業</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者50人以上のもの（丁調査の対象企業の傘下事業所を除く。）</u>で、次の条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類の小分類「<u>561 百貨店、総合スーパー</u>」に属する事業所のうち、<u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所</u>であって、かつ、<u>次に掲げる売場面積の事業所</u>（以下「百貨店」という。）。 <ol style="list-style-type: none"> 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 前記i以外の地域については1,500㎡以上 <u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所</u>であって、かつ、<u>売場面積が1,500㎡以上の事業所</u>（以下「スーパー」という。）
丁調査	<p>【T1調査】日本標準産業分類の細分類「<u>5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を<u>500店舗以上有する企業</u>。</p> <p>【T2調査】日本標準産業分類の細分類「<u>5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）</u>」</p>

」又は「5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所で売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。 【丁3調査】日本標準産業分類の細分類「6031 ドラッグストア」に属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。 【丁4調査】日本標準産業分類の細分類「6091 ホームセンター」に属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。

また、本調査は、表2のとおり、これまでは、甲及び乙調査は都道府県を經由した調査員調査（一部オンライン調査）、丙及び丁調査は民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施されている。

本申請では、この調査系統・方法について、令和2年（2020年）3月分調査から、甲及び乙調査においても、民間事業者のノウハウやリソースの活用を拡大するとともに、調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に調査方法を一本化する計画である。

表2 調査系統・方法の変更内容

調査名	現行計画	変更（案）
甲調査	経済産業省－都道府県－調査員－報告者	経済産業省－民間事業者－報告者 (<u>郵送・オンライン調査</u>)
乙調査	(調査員調査（一部オンライン調査）)	
丙調査	経済産業省－民間事業者－報告者	
丁調査	(郵送・オンライン調査)	

(注) 前回の平成28年（2016年）9月分調査からの変更は、従来から郵送・オンライン調査で実施されていた丙調査及び丁調査における民間事業者の活用が中心となっている。

これについては、①丙及び丁調査における民間事業者の活用について審議した統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号。以下「前回答申」という。）において指摘された取組を適切に実施（別添参照）し、平成28年（2016年）9月調査分以降も回収率の低下等、本調査の結果に特段の影響は生じていないこと、②令和2年（2020年）3月分調査以降も引き続き、同様の措置を講じ、結果精度の確保等に努めるとしていること、③限られた統計リソースを調査の企画・分析等の中核的な業務に集中的に投入するとしているものであることから、おおむね適当である。

ただし、民間事業者の活用拡大や調査員調査の廃止による回収率、調査結果への影響等について分析・検証を行うとともに、その結果について統計委員会や統計利用者に報告・提供することが必要であることを指摘する。

なお、今後の民間事業者の活用に当たっては、民間事業者の育成等の観点から複数年契約についても検討する必要がある。

イ 調査対象の範囲の変更

本調査のうち乙調査については、表1のとおり、甲調査の調査対象事業所以外の卸売業に属する事業所、丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業に属する事業所を調査対象の範囲とし、その範囲内の事業所を抽出している。

本申請では、この乙調査における調査対象の範囲について、令和2年（2020年）3月分調査から、卸売業は従業者10人以上の事業所、小売業は従業者5人以上の事業所とし、卸売業は従業者9人以下、小売業は従業者4人以下の事業所をそれぞれ除外する計画である。

これについては、以下の理由から、今回の変更は見送り、推計手法が確立するなど必要な検証・検討が完了するまでの間、現行計画どおりの調査対象の範囲で実施することが適

当である。

- ① 調査対象範囲の見直しに当たっては、調査対象から除外する範囲を含めた商業全体の販売額等を推計するための手法と一体的に検討すべきところ、推計手法の確立には至っておらず、引き続き新規事業所や廃業事業所の取扱いを含め、慎重に検討する必要があること。
- ② 本調査の結果は、景気判断等に幅広く利活用されていることを勘案し、調査対象範囲の見直しによる調査結果への影響を精査する必要があること。
- ③ 本申請では、前記アのとおり、調査員調査から郵送・オンライン調査に調査方法を変更することも計画されていることから、その影響や効果も踏まえた上で、調査対象の範囲を見直す必要があること。

また、今後調査対象の範囲の見直しを検討するに当たっては、今回の審議における指摘を踏まえ、学識経験者等の知見も活用して、幅広く統計的な検証・検討を行うことが必要であることを指摘する。

ウ 報告者の変更

本調査のうち、甲調査、乙調査及び丙調査については、経済センサス - 活動調査を母集団情報として、業種別、従業者規模別に、調査対象事業所（又は一部の業種・従業者規模においては調査区）を無作為抽出することなどにより実施されている。なお、本調査は、平成29年（2017年）7月分調査から、総務大臣への申請手続を経ないまま、母集団情報及び報告者数を変更して実施している経緯がある。

本申請では、報告者について、表3のとおり、現行計画（平成27年（2015年）7月分以降）を、平成26年商業統計調査^{（注1）}を母集団情報とした報告者数に変更した後、令和2年（2020年）3月調査分以降から、平成28年経済センサス - 活動調査^{（注2）}を母集団情報として利用するとともに、上記イのとおり、調査対象の範囲の変更に伴い標本設計を見直し、報告者数を再変更することなどを計画している。

（注）1 商業統計調査は、経済産業省所管の基幹統計調査であったが、平成26年（2014年）調査をもって中止され、総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査である経済構造実態調査に統合されている。

2 経済センサス - 活動調査は、総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査であり、次回調査は令和3年（2021年）に実施し、その結果は令和5年（2023年）以降活用可能となっている。

表3 報告者の変更内容

項目	平成27年（2015年） 7月分～（現行計画）	平成29年（2017年） 7月分～	令和2年（2020年） 3月分～	
報告者 の数	全体	約 18,000事業所・企業	約 20,000事業所・企業	約 22,000事業所・企業
	甲調査	約 800事業所	約 800事業所	約 900事業所
	乙調査	約 13,000事業所	約 14,300事業所	約 15,000事業所
	丙調査	約 4,500事業所	約 5,100事業所	約 6,000事業所
	丁調査	約 150企業	約 150企業	約 150企業
利用母集団情報	経済センサス - 活動調査	商業統計調査	経済センサス - 活動調査	

これらのうち、母集団情報の変更については、最新の名簿情報を利用するものであり、

適当である。また、平成29年（2017年）7月分調査から令和2年（2020年）2月調査分までの報告者数については、母集団情報の更新に伴い、従来と同様の標本設計により、結果精度の確保に必要な数を算出しているものであり、適当である。

ただし、令和2年（2020年）3月分調査以降の報告者数については、上記イのとおり、調査対象の範囲の変更は見送ることが適当と整理したことを踏まえ、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス-活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年（2020年）3月分調査の調査開始までに再度申請を行う必要があることを指摘する。

また、令和2年（2020年）3月分調査以降の母集団情報については、経済センサス-活動調査において本調査の調査対象事業所等の抽出に必要な商業事業所の産業格付け情報が把握可能なことから、継続的に同調査の結果を利用するとともに、その調査周期を踏まえ、おおむね5年ごとに更新する方針である。

これについては、現時点ではやむを得ないものの、商業事業所は開業・廃業の割合が高い業種であることを勘案し、その実態を適時、適切に把握できるような名簿情報の整備方法を検討する必要があることを指摘する。

エ その他の変更事項

本申請では、令和2年（2020年）3月分調査から、上記アからウに加えて、以下の変更を計画している。

- ① 調査事項について、全調査票に法人番号を追加
- ② 母集団情報の更新に伴う調査対象事業所の入替えに伴い、甲調査用調査票の令和2年（2020年）3月分調査について、2か月分の商品卸売販売額及び商品手持額を把握
- ③ 調査票の提出期日及び提出先等について、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に一本化することに伴い、提出期限を調査対象月の翌月15日に一本化するとともに、提出先を経済産業大臣に統一し、報告部数を縮減
- ④ 調査計画や調査票の表現振りについて修正

これらについては、～（正確性の確保、報告者負担軽減の観点から、いずれも適当）
～ (P)

2 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第86号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

○ 調査系統の変更に関する検証等について

経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。

これについては、上記2の「ア 調査方法の変更」において確認したとおり、平成28年

(2016年) 9月調査以降も回収率の低下等、本調査の結果に特段の影響は生じていないことから、対応は適当である。(P)

3 継続的な検討が必要と確認された事項

(1) 水準の調整について

本調査では、平成19年(2007年)まで商業分野における大規模構造統計調査として、おおむね5年に2回、商業統計調査が周期的に実施されていたことから、商業統計調査により把握する商業構造の実態と本調査の推計結果との間の差異を解消するため、2時点間の商業統計調査の結果をベンチマークとして、本調査の商品販売額を過去に遡って遡及修正する作業(以下「水準修正」という。)を実施していた。なお、この水準修正は、本調査の調査計画上、集計事項とは位置付けられていないものの、本調査結果の利用に当たって、重要な役割を担っている。

しかしながら、経済産業省では、経済センサス-活動調査の創設に伴い、従来の商業統計調査の調査方法等との間に差異があることなどを理由として、平成19年商業統計調査以降、水準修正を実施せず、平成19年商業統計調査の結果をベンチマークとして、毎月の調査結果から比推定により延長推計を行っているため、本調査の結果が経済実態とかい離している懸念がある。

このため、経済産業省では、令和2年(2020年)3月分調査以降、平成28年経済センサス-活動調査の結果を母集団情報として標本設計を見直すことに合わせ、ベンチマークを、平成28年経済センサス-活動調査の調査結果に更新した上で、ベンチマークの値を毎月の調査結果で比推定を行うことにより延長推計を行うとともに、過去に遡って調査結果を変更せず、ベンチマーク更新による断層はリンク係数により接続する新たな「水準の調整」を検討している。

これらについては、直近の経済センサス-活動調査等の結果を用いて本調査のベンチマークを更新すること自体は適当であるものの、以下のような点にも留意して更なる検討を行う必要がある。

- ① 平成28年度(2016年度)の統計委員会横断的課題検討部会新旧データ接続検討ワーキンググループにおける検討結果を踏まえつつ、今回の変更に伴う新旧のデータの提供については適切な処理・検討を行うとともに、その検討結果を事前に統計委員会に報告すること
- ② 今回の変更については、統計利用者にも様々な影響が及ぶことから、これまでの検討経緯や変更による検証結果等の情報を提供し、広く統計利用者の意見を徴するなど、作成・提供過程の透明化に努めること。
- ③ 今後の水準調整の在り方を検討する際には、商業統計調査を発展的に統合した経済構造実態調査の実施状況も踏まえ、その結果の活用を含めて検討すること。
- ④ ベンチマーク更新やリンク係数による接続を実施する際には、これまでの水準修正との差異を、利用者に対して十分に情報提供すること。

(2) 「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について

経済産業省は、従来から商業分野におけるPOSデータの活用可能性について検討を進めており、平成30年度（2018年度）には、家電大型専門店を対象に、POSデータを活用した調査の実施の可能性や調査結果への影響を検証するため、「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」を実施したところである。

ビッグデータの活用については、第Ⅲ期基本計画において、「ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。」とされていることに加え、「統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。」とされている。

このため、今回、試験調査の実施状況やこれまでの検証結果等について確認したところ、～（留意事項等の指摘があれば追記の予定）～ (P)

4 今後の課題

(1) 調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。

このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

また、調査区調査が廃止される中、下記（4）に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。

(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果を踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

(3) 報告者数の再計算

令和2年（2020年）3月分調査以降の報告者数については、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス - 活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年（2020年）3月分調査の調

査開始までに再度申請すること。

(4) 母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことに伴い、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について、特に、事業所母集団データベースの年次フレームの活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること

別添 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）に記載された民間事業者の活用の際の留意点について予定されている取組

留意点	左記留意点について予定されている取組
① 統計の結果精度の維持・向上	民間事業者に対して、審査や集計上のノウハウ及び留意事項を確実に引き継ぎ、督促や疑義照会等の業務量に応じた機動的な体制整備を求めるとともに、審査については、経済産業省職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて個票審査及びサマリ審査を実施するなどして、審査漏れを防止し、結果精度を維持する。
② 報告者の秘密保護	再委託先を含めた民間事業者には、①業務室の入室制限措置、②調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求め、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を行う。また、業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴集や教育の実施を求めるなどして秘密保護の徹底を求める。
③ 信頼性の確保	民間委託後も調査票の提出先を引き続き経済産業省として国の調査であることを明確にするとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることも明記し、報告者の信頼を確保する。
④ 民間事業者の履行能力の確認	受託者の入札に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法を提案させ、それらも十分加味して慎重かつ合理的に履行能力を判断する。